

<十八親和銀行> プラスワンサービス・アレコレカードローン取引規定

第1条(保証)

- 借主は、株式会社FFGカード(以下「保証会社」という)に保証を委託し、その保証を受けるものとします。
- 借主と保証会社との間の取り決めは、別途「プラスワンサービス・アレコレカードローン保証委託約款」に定めるものとします。

第2条(取引期限等)

- アレコレカード表面下部に月、年(西暦の下2桁)の順に記載し、当該月の末日までとします。ただし、取引期限到来の前日まで当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、更に同様の方法で延長するものとし、以後も同様とします。
- 前項の規定にかかわらず、満65歳を超えての取引期限の延長は行われなものとします。ただし、借主が延長を認めた場合は、この限りでないものとします。
- 当が(1)の取引期限延長に関する審査等のための資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるとします。
- 取引期限が延長されずに到来した場合は、次のとおりとします。
 - 取引期限到来日の翌日以降この取引による当座貸越を受けられせん。
 - 取引期限到来日にプラスワンサービスの貸越元金がある場合は、取引期限到来日の3ヵ月後の応答日を返済期限とし、返済期満までに貸越元金全額を返済するものとします。ただし、当の判断により返済期限を延長する場合があります。
 - 取引期限到来日にアレコレカードローンの貸越元金がある場合は、当行から貸越元金全額の返済を求めない限り、本契約の各条項に従って返済するものとします。ただし、当の判断により貸越元金全額の返済を求める場合は、当行が求める期限までに、貸越元金全額を返済するものとします。
 - 取引期限到来日の翌日以降に、貸越元金がない場合、また貸越元金の返済が完了した場合は、この取引は当行から通知することなく当然に解約されるものとします。

第3条(プラスワンサービス)

- プラスワンサービスの貸越極度額は当行が会員毎に定めるものとします。ただし、この極度額を超えて当行が貸越をした場合には、この規定の各条項が適用されるものとし、その場合は、会員は当行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。なお、会員が同日に数件の貸出を請求した場合、その総額が貸越極度額を超えるときは、そのいずれを貸出すかは当行の任意とします。
- 本サービスにおける自動化機器の取扱いには「十八親和銀行キャッシュカード規定」に準じるとします。
- 当座貸越請求書に記入した借入の場合は、当行所定の銀行請求書(届出の印章により記名押印して通帳とともに提出するもの)とします。
- 預入支払機を使用して通帳により借入の場合は、預入支払機に通帳を挿入し、暗証、金額ボタンにより操作するものとします。
- 本サービスは、指定口座の残高がない場合または総合口座取引規定に基づく当座貸越(以下「総合口座貸越」という)借入金の残高が極度額に達している場合に利用するものとします。
- 指定口座にかかる各種料金等の自動支払の請求があり前項に該当する場合は、本サービスにより借入れ、その借入金は自動支払の決済に充当されるものとします。なお、この場合は、通帳および当座貸越請求書または普通預金払戻請求書の提出を省略するものとします。
- 本サービスによる借入金がある場合に総合口座貸越借入金の担保となる定期預金の預入残高は国債等の保護預けを受けたときは、本サービスによる借入金および、総合口座貸越極度額または極度額増加の範囲内で、総合口座貸越借入として取扱うものとします。
- 総合口座貸越借入金の担保となっている定期預金を解約した時、国債等を引き出し等したことにより、その借入金の残高が総合口座貸越借入金の極度額を超えた場合、越えた金額は以降、極度額の範囲内で本サービスによる借入金として取扱うものとします。その場合、極度額を超える金額は直ちに支払うものとします。
- 普通預金の支払と当座貸越(本サービスによる借入および総合口座貸越、以下同じ)の利用とが同時に行われる場合には、当行はその金額を合計して通帳の支払欄に記入するものとします。
- 本サービスを受けたことによる債務の支払いは次のとおりとします。
 - 本サービスによる借入金の残高がある場合には、指定口座へ入金または振込まれた証券類は、借入金の担保として当行に譲渡したものとし、資金化された借入金の返済に充当します。
 - 本サービスによる借入金の残高がある場合には、指定口座へ入金または振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く)は、借入金の残高に達するまで自動的にその返済にあてるものとします。なお、総合口座貸越借入がある場合は、プラスワンサービスによる借入金から先に返済するものとします。
 - 当行は本条第1項の極度額を超えて貸越をした場合、指定口座へ入金または振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く)を、各種料金等の支払いに優先して極度額を超える金額の返済に充当することができず。
- 本条第10項の場合、当行は普通預金の支払および当座貸越の返済の通帳記入を省略し、入金欄に普通預金への入金額のみを記入するものとします。また、通帳の残高欄には、当行は当座貸越残高または普通預金残高のいずれかを記入するものとします。
- 本サービスによる借入金の利息は、付利単位を100円とし、当行所定の貸越利率により毎日の借入金の最終残高について計算し、毎年2月と8月の当行所定の日に指定口座から引落とす。または指定口座の貸越元金に組入れるものとします。なお、総合口座貸越の利息がある場合には、これをそのうえに併せて取扱うものとします。また、本件についての損益金は年14.0%の割合(年365日の日割計算)によるものとし、貸越利率は年14.0%を超える場合は当行所定の貸越利率(年365日の日割計算)を適用するものとします。なお、利息、手数料、保証料には損益金を付しません。

第4条(アレコレカードローン)

- この取引は、カードまたは通帳使用による当座貸越とし、通帳および当座貸越請求書による借入、小切手・手形の振出しあるいは受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- アレコレカードローンの貸越極度額は当行が会員毎に定めるものとします。会員によっては貸越極度額を0円とすることができるとします。また、当行は会員の属性および当行の取引状況等により、この取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、当行は変更後の貸越極度額及び変更日を会員に通知するものとします。
- 当行が特定の債務を履行しなかった場合の損害金は、年14.0%(年365日の日割計算)を適用するものとします。
- 当行が特定の債権に対して、当行所定の基準および方法により、慶連利率を適用した場合には、当行は会員に対して通知する事なく、いつでもその慶連利率を変更し、または慶連利率の適用を中止する事ができるものとします。
- この取引による借入金の返済日は、毎月4日、14日、24日(休日は翌営業日)のうち会員が予め指定した日とし、会員は返済日に下表通り返済を行うものとします。約定返済金額を返済した後も貸越極度額を超過する場合は、その超過額を含めて返済します。なお、返済日の変更はできないものとします。利息は、付利単位100円とし、上記返済日に当行所定の利率、方法により計算の上貸越元金に組入れるものとします。

貸越利息組入れ後の当座貸越残高	約定返済金額
2千円未満	貸越残高
2千円以上 10万円以下	2千円
10万円超 20万円以下	4千円
20万円超 30万円以下	6千円
30万円超 40万円以下	8千円
40万円超 50万円以下	1万円
50万円超 100万円以下	2万円

- 前項の約定返済は指定口座からの自動支払によるものとします。この場合、会員は指定口座に、毎月の返済日までに返済金相当額を預入するものとし、当行は返済日に預金通帳および請求書なしで払い出しのうえ、返済にあてるものとします。ただし、指定口座の残高が約定返済金額に満たない場合は、その一部の返済に充てる取扱いを行わないものとします。なお、自動引落しが約定返済日にできない場合において、当行は約定返済日以降いつでも同様の方法により取扱いをできるものとします。
- 本条第6項による約定返済のほか、当座貸越専用口座へ入金または振込みにより、随時任意の金額を返済する事ができるものとします。ただし、入金額が当座貸越高相当額を超える場合は、その超過額を指定口座に入金するものとします。

第5条(期限前全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告がなくてもこの取引による債務全額について当然期限の利益を失い、本規定にて定める返済方法によらず、直ちにこの取引による債務全額を返済するものとします。

<十八親和銀行> プラスワンサービス・アレコレカードローン保証委託約款

私は、株式会社十八親和銀行(以下、「甲」という)と当座貸越契約(以下「契約」)について、次の各条項を承認のうえ、私甲に対して自ら負担する債務について連帯保証することと、株式会社FFGカード(以下、「乙」という)に委託します。

第1条(委託の範囲)

私が、乙に委託する保証の範囲は、私と甲との間の表記プラスワンサービス・アレコレカードローン取引による借入金、利息、損害金その他プラスワンサービス・アレコレカードローン取引に基づき、私が甲に対して負担する債務の全額とします。

第2条(代位弁済)

- 私が甲に対する債務の履行を遅延したため、またはその他甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、私に対して何ら通告、催告なしに、また履行の方法、金額については甲、乙間の約定に基づいて弁済してください。
- 乙が前項の弁済によって取得した権利を行使する場合は、私が甲との間で締結した契約のほか、この契約の各条項が適用されても異議ありません。

第3条(求償権)

- 乙が前条の弁済をしたときは、私は、乙の私に対する次の各号に定める求償権およびその関連費用について、乙の履行責任を負います。
 - 前条による乙の代位弁済額
 - 乙の弁済のために要した費用の総額
 - 乙が弁済した日の翌日から私が乙に履行完了する日までその期間について、前条による乙の代位弁済額に対する乙所定の遅延損害金
 - 乙が私が甲に対して前記各号の金額を請求するために要した費用の総額
- 前項第3号における遅延損害金は、代位弁済額に対する弁済日の翌日から乙に対する支払完了までの年14.0%の割合(年365日の日割計算)による金額とします。

第4条(求償権の求償権の事前行使)

- 私が甲に対して、この保証にかかっている債務の履行を遅延したときは、第2条の代位弁済前といえども、私に対してする通知なしに求償権が発生し、その時現在乙の保証にかかっている債務額(これを事前求償額という)をただちに弁済しなくてはなりません。
- 私が次の各号の一つにでも該当した場合には、乙は私に対してする通知により求償権を行使することができるものとします。私の請求によりただちに事前求償額を弁済しなす。
 - 支払を停止したとき
 - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 租税公課の滞納処分を受けたとき、または破産の申請、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき、または清算はいつたとき。

第5条(反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊犯罪系暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること

- 借主が返済を遅延し、当行から書面より督促しても、次の返済日までに元金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
- 保証委託先が保証の中止または解約の申出があったとき。
- 破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき、または借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき。
- 借主が前号の準備中を表明したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
- 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 借主の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。
- 行方不明となり、当行から借主に宛てた通知が届く所に到達しなくなったとき。
- 次の各場合には、借主は、当行からの請求によって、この取引による債務全額について期限の利益を失い、本規定にて定める返済方法によらず、直ちにこの取引による債務全額を返済するものとします。なお、この場合、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が当行からの通知催告を受領しないまたは借主の責に帰すべき事由により、通知催告等が送達または到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に本規定による契約を解除できるものとします。
- 当行に対する債務の一つでも返済が遅延したとき。
- 当行との取引関係の一つでも違反したとき。
- この取引に關し、虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- 前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊犯罪系暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して、当行に対し次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続する事が不適切である場合には、借主は当行から請求があり次第、当行に対するいさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、当行ならぬ請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 本条は、本契約締結日時点で会員と当行との間に存在するいさいの融資・ローン・クレジットカード取引についても、本条項が適用されることに同意いたします。

第7条(解約・中止)

- 借主は前条に定める事由に該当するときは、いつでも貸越を中止またはこの取引を解約することができるものとします。
- 借主はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、借主は当行所定の書面により当行に通知するものとします。
- 本条によりこの取引が解約された場合、借主は直ちに貸越元金を返済するものとします。
- 返済予定金額を超過する場合には、この取引は当然終了するものとします。借主は直ちに貸越元金全額を返済するものとします。

第8条(相殺または払戻充当)

- 借主が本規定に定める当行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と借主の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず、いつでも当行が相殺できるものとします。この場合当行は借主に代り預け金の払戻しを受け、借主の弁済に充当することができず。この場合、当行は借主に対して充当した結果を通知するものとします。
- 前項により相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算期間が計算実行の日までとし、利率・利率は当行が一般取引に認められている基準に基づいて定めるとし、また外国為替相場については、当行の計算実行日の相場を適用するものとします。
- 借主は、弁済期にある借主の預金その他債権と本取引による借主の債務とを相殺することができるものとします。その場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の領書・通帳等は届出を押印して直ちに当行に提出するものとします。
- 第3項における債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を相殺通知の到達までとし、利率・利率等については借主と当行間の定めによるものとします。また、外国為替相場については、当行の計算実行日の相場を適用するものとします。

第9条(債務の返済等にあてる順序)

- 借主または当行は、前条第1項による相殺または払戻充当により、他方の債務全額を消滅させるに足りないときは、適当と認める順序方法により充当することができます。また、借主からの弁済により、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は同様に充当を指定することができます。この場合、借主または当行の一方が指定しなかったときは、他方は同様に充当を指定することができます。
- 借主が前項より充当指定した時は、借主はその償還に上対し異議を述べることができないものとします。
- 借主が相殺したときの充当指定により当行の債務保全上支障が生ずるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保および保証の無・軽・重処分を難免ならびに弁済期の長短、割引手形または引当引継ぎ記録簿の決済見込などを考慮して、当行の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、借主は借主に充当結果を通知するものとします。
- 前項によって当行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものととして、当行はその順序方法を指定することができるものとします。

第10条(危険負担、免責事項等)

- 当行に差入れた約定書等が、事変、災害等当行の責めに帰することのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、借主は当行の帳簿、債票等の記録にもとじて債務を弁済するものとします。なお、当行から請求があれば直ちに代りの約定書等を差入れるものとします。
- この取引において、諸書その他の書類に使用された印鑑(または暗証番号)を届出の印鑑(または暗証番号)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。
- 借主が借主に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

第11条(届出事項の変更)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届出に届けてください。
- 借主が前項の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受領しないときは借主の責めに帰すべき事由により当行が行った通知または交付した書類等が送達または到達しなかった場合には、通常到達すべき時期に到達したものとします。

第12条(受取引の変更)

- この取引規定の内容を変更する場合(ただし、第4条第3項および第4項より利率が変更される場合を除く)、当行は、変更内容および変更日を書面でも通知します。この場合、変更日以後は変更後の内容でこの取引を行うこととします。

第13条(準拠法)

- 借主と当行との請契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。
- この取引に關して訴訟の必要性が生じた場合には、当行の本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

- 借主が前項の準備中を表明したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
- 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 借主の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。
- 行方不明となり、当行から借主に宛てた通知が届く所に到達しなくなったとき。
- 次の各場合には、借主は、当行からの請求によって、この取引による債務全額について期限の利益を失い、本規定にて定める返済方法によらず、直ちにこの取引による債務全額を返済するものとします。なお、この場合、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が当行からの通知催告を受領しないまたは借主の責に帰すべき事由により、通知催告等が送達または到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に本規定による契約を解除できるものとします。
- 当行に対する債務の一つでも返済が遅延したとき。
- 当行との取引関係の一つでも違反したとき。
- この取引に關し、虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- 前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条(調査・報告)

- 私は、氏名、住所、その他届出の事項に変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、その指示に従います。
- 財産、収入、経営等について乙が請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、その指示に従います。
- 乙が(弁済)について、その財産、収入、信用等を調査してもなんら異議を述べません。

第7条(公証書の作成)

- 私は、乙の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続をします。

第9条(費用の負担)

- 私は、乙が保証債務の保全のため要した費用ならびに第3条および第4条によって取得された権利の保全もしくは行使または担保の保全もしくは履行に要した費用を負担します。この費用は訴訟費用を含みます。

第10条(管轄裁判所の合意)

- この契約について紛争が生じたときは、乙の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意致します。
- 本約款は、民法第548条の1に従って変更することができるものとします。

第12条(保証委託約款の公開)

- 本約款は、十八親和銀行のホームページ等において公開します。
- 本約款を変更しようとするときは、あらかじめ十八親和銀行のホームページ等において公開します。

以上

